

News Release

令和4年1月21日

第2次舞鶴市人権教育・啓発推進計画（案）に係る パブリック・コメントを実施します

舞鶴市では、平成23年度に策定した舞鶴市人権教育・啓発推進計画が、今年度計画期間の終了年を迎えることから、昨年度実施した市民意識調査の結果をもとに、舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会からの答申も受け、時代の変化や社会のニーズに求められる施策の方向性や事業計画の見直しを行います。

このたび、本計画の案をとりまとめましたので、本市パブリック・コメント手続制度に基づき、皆様からの意見を募集します。

意見募集期間	令和4年1月22日（土）～2月20日（日）
計画素案の公表方法	人権啓発推進課（市役所本館2階）、市政情報コーナー（市役所本館1階）、男女共同参画センター、西支所、加佐分室、中・西・南公民館、大浦・城南会館、まなびあむ、東・西図書館、北浜・市場・荒田・長浜市民交流センター、福来コミュニティセンターで閲覧できます。市ホームページにも掲載しています。
意見提出対象者	舞鶴市民に限らず、どなたでも提出できます。
意見の提出方法	意見書（様式自由）に「第2次舞鶴市人権教育・啓発推進計画（案）」と明記し、住所、氏名、電話番号及び意見をご記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。 (1)郵送：〒625-8555 舞鶴市人権啓発推進課（住所記載不要） (2)FAX：0773-62-9891 (3)電子メール：jinken@city.maizuru.lg.jp (4)直接持参：人権啓発推進課（市役所本館2階） ※匿名、電話、口頭による意見は受付できませんので、ご注意ください。
提出意見の取り扱い	意見募集期間終了後、提出された意見の概要、意見に対する市の考え方を整理し、公表します（氏名等は公表しません）。 なお、提出された個々の意見に対して、個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

人権啓発推進課：☎0773-66-1022、FAX0773-62-9891



舞鶴市
MAIZURU-CITY

舞鶴市役所
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044
<http://www.city.maizuru.kyoto.jp>

問い合わせ先	舞鶴市人権啓発・地域づくり室 人権啓発推進課 電 話：0773-66-1022 FAX：0773-62-9891 電子メール：jinken@city.maizuru.lg.jp
--------	---

【お問い合わせ先】

人権啓発推進課：☎0773-66-1022、FAX0773-62-9891